

最低制限価格の算定方法について

最低制限価格の算定については以下のとおりとし、令和3年7月1日以降に入札公告（通知）を行う工事および工事関連業務委託案件に適用します。

1. 最低制限価格の算定

(1) 建設工事

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）」に準じます。

ただし、工事の性質上、「中央公契連モデル」により算出し難い工種（建築一式工事、建築関連の電気設備工事、給排水冷暖房工事、機械設備工事、等）については、上記にかかわらず、「中央公契連モデル」を参考に、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲で算定します。

※算出は全て税抜で行う。

※合計金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(2) 工事関連業務委託（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて（平成16年6月10日付け・国官会第367号）」に準じます。

※算出は全て税抜で行う。

※合計金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。